

第1章

各関係者への影響も確認

四半期報告書制度の廃止に 関する金商法改正等の概要

【この章のエッセンス】

- 金融商品取引法の改正で四半期報告書制度が廃止され、企業の開示体制に影響がある。
- 開示内容簡素化による負担減の一方、透明性維持を意識する必要がある。
- 円滑な新制度対応のために、投資家、監査人など各利害関係者との事前調整が重要である。

改正の概要

2023年11月20日、第212回臨時国会において、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律79号）が成立した。この法改正は、デジタル化の進展等の環境変化

に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上および保護を目的とするものであることが明示されている。

金融商品取引法はもとと、金融資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底や利用者利便の向上などを目指し制定されたものである。今回の改正においては、企業開示制度の見直しが行われ、四半期報告書制度が廃止されることになった。具体的には、この改正により、2024年4月1日以降に開始する四半期から四半期報告書制度は廃止され、上場会社には半期報告書の提出が義務づけられる。これにより、企業の開示負担が軽減され、より効率的な資本市場となることが期待されている。

以下では、具体的な改正内容、それに伴う各関係者への影響などを中

心に解説を行う。なお、本特集における本文中の記載は2023年11月末現在の法律、および関連する公表物に基づいており、また見解に係る部分はあくまで筆者の個人的な見解であって特定の組織のものではないことを先にお断りしておく。

改正の背景・目的

この改正の背景には、近年の金融市場において、デジタル化の進展やグローバルな資本流動の変化が目立つようになり、いくつかの課題が浮き彫りになってきたことがある。その課題の1つとして、企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きがみられ、企業開示においても中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が

高まっていることが挙げられている。また、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信ではその内容に重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘があった、ともされている。

このような状況を背景に、報告の頻度を見直すことにより企業の負担を軽減し、より長期的な視点での投資家とのコミュニケーションを促進することが改正の主要な目的とされた。報告の柔軟性を高めることで、企業は短期的な業績変動に煩わされることなく、より戦略的な経営計画に集中できるようになることが期待される。一方で投資家にとっては、四半期ごとの詳細な情報が得られなくなるのが一定の不安要素をもたらす可能性がある。そのため、改正は市場の透明性と企業の運営効率のバランスをどのように取るかが今後の重要な課題であるとされている。

この改正は、日本の資本市場における情報開示のあり方に新たな方向性を示しており、今後の企業経営や投資判断に大きな影響を与えると考えられ、日本の金融市場の発展と国際競争力の強化を目指す施策の一環として、重要な意味を持つものと考え